カーライフを応援する、頼れる補償

2019年1月

マイカー共済

自動車総合補償共済

マイカー共済ならではの3つのポイントで、カーライフをしっかり守る!



_{ポイント}1 _{安心の} サポート体制

> 突然のお車の トラブルにも。 **24時間365日対応!**

ポイント2 充実の 補償

> さまざまな 事故による損害を しっかりカバー!

安心が広がる 特約・割引制度

無事故が続くほど 掛金がお手頃に。 最大22等級、64%割引!



街の中には思わぬリスクがいっぱい! 安心の補償を備えていますか?

まさか!

急ハンドルで衝突! ご自身や同乗者に、 万一のことも…

まさか!

歩行者を避けきれず… 高額な賠償が必要に

まさか!

運転には関係なく 災害や盗難被害に 遭うことも…



まさか!

トラックと衝突、 車両はもちろん、 積荷の賠償責任まで

だから

マイカー共済は、安心をひとまとめに。

基本の補償

ご自身の補償

【人身傷害補償】

最高5,000万円 (被共済者1名につき)

【自動車事故傷害見舞金】

上記と別枠で 所定の額をお支払い

相手方への賠償

【対人賠償】

無制限(被害者1名につき)

【対物賠償】

無制限 (1事故につき)

【対物超過修理費用補償】

最高50万円

お車の補償

【車両損害補償】

般補償

(自己負担額10万円)

【付随諸費用補償】 (自動付帯)

お車の事故により発生する さまざまな費用を補償

※詳細はP.7~8でご確認ください。

おすすめ安心タイプ

一人ひとり異なる、カーライフのお困りごとに、 「安心のサポート体制」と「充実の補償」でお応えします! さらに、「おトクな割引制度」もご用意しました。

安心のサポート体制

充実の補償

特約·割引制

24時間365日、お車のトラブル解決に P3~ マイカー共済ロードサービス 全国76ヵ所・約800名のスタッフがスタンバイ P4^ 事故時の対応 ご自身や同乗者が事故で死傷した場合に備える P5~ 人身傷害補償 他人を死傷させた場合の賠償に備える P6~ 対人賠償 他人の財物に損害を与えた場合の賠償に備える P6~ 対物賠償 自動車事故や自然災害など愛車の損害に備える P7~ 車両損害補償 安心が広がる!掛金を抑えてもっとおトクに! P9~ 安心の特約/割引の特約 長期間、無事故の優良ドライバーに有利 無事故割引等級(最大22等級、64%割引) P12∧

おすすめ安心タイプにも 特約・割引を適用できます。

特約•割引制度

運転者本人・ 配偶者限定特約

運転者の限定で8%割引に

最高限度額が 1億円に

選べる特約・割引はほかにも! 詳UくはP.9~12へ

「無共済車傷害」 無制限 が付いています。

無共済(保険)車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から充分な補償が受けられないときにお支払いします。

※対人賠償と同額の補償となります。

「他車運転危険補償」付き!

他車運転資格者*[†]が「他人の自動車」を借りて 運転中に事故を起こしたとき、被共済者から のお申し出がありマイカー共済が認めた場 合にはマイカー共済から優先して支払います。 借りた車の自動車共済(保険)契約の有無に かかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑 をかけません(一定の制限あり)。

- *1 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、 それぞれの同居の親族、別居の未婚の子*2を指します。
- *2 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子は含みません。



- ■同じ等級でも「事故なし」の方は優遇割引!
- 事故の有無によって異なる割引率を適用します。



事故あり

事故なし

事故あり

52%割引 31%割引 13等級の割引率 64%割引

%割引 43%割引

20等級の割引率



故障などのトラブル解決に、ロードサービスをご活用ください。

マイカー共済ロードサービスの内容



自走不能な場合のレッカーけん引または積載車による搬送

被共済自動車が故障により自力走行不能となり、現場での緊急修理(30分程度の修理)を行ったとしても自力走行が困難な場合に、レッカー手配をし、けん引距離は100kmまで、レッカー費用を無料サービスします。

- ※ご自身で手配されたレッカー費用の精算はいたしません。
- ※100kmを超えたけん引については有料となります。

現地にて実施可能な30分以内の路上クイックサービス



バッテリーあがりのジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせること) 作業、鍵の開錠 (国産・外車のシリンダーインロック開錠) 作業、パンクやタイヤの脱輪等によるスペアタイヤ交換作業、側溝や道路外への、脱輪・落輪引き上げ作業 (クレーン利用等を伴う特殊作業含む) 等で、現場での30分以内の作業費用が無料サービスとなります。

※雪道・ぬかるみ・砂浜等でスリップ・スタック状況からの引き上げ作業等は現行どおり有料となります。



燃料切れ時ガソリン等お届けサービス

燃料切れ時のガソリンを10Lまで無料でお届けします(1共済期間1回のみ)。



クレーン等をともなう特殊作業(脱輪・落輪等引き上げ)のサービス

側溝や道路外への脱輪・落輪等があった場合、クレーン等での引き上げ・引き出し作業を無料で行います。 (雪道・ぬかるみ・砂浜等でスリップ・スタック状況からの引き上げ等、一部有料のものもあります。)

※サービスのご利用には、一部制限があります。

対象

マイカー共済すべてのご契約

※マイバイク特約や他車運転危険補償の対象となる他の自動車は除きます。

ご利用の 方法 24時間受け付けています。携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

もしものときは **0120-889-376** にご連絡をお願いします。

※ご利用は上記フリーダイヤルに事前にご連絡いただき、全労済が認めた場合に限ります。現場の住所の確認ができる場合はあわせてご連絡ください。
※ご自身で手配された業者の費用精算はいたしません。

全国76ヵ所・約800名のスタッフがスタンバイしています!

事故受付

休日・夜間を問わず、24時間365日

マイカー共済 事故受付センター 0120-0889-24 ※携帯電話・PHSからも ご利用いただけます。

- ※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。
- ※IP電話等、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、下記までご連絡をお願いします。 03-6628-4600 (有料)

現場急行

現場急行サービスも24時間365日

事故現場からご連絡をいただき、お客さまの要請があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、ご安心をサポートします。

- ※車対車の事故に限ります。
- ※原則として、対応員の出動拠点から事故現場まで30分程度で到着できること(高速道路や一部の場所を除く)が条件となります。
- ※事故状況または地域によっては、お電話でのご説明やアドバイスにさせていただく場合があります。



事故発生時

事故初期 対応

示談交渉

土・日・祝日(9:00~21:00*)もサポート *19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応をサポートします。

※重大事故 (死亡・入院または多重事故の場合) は、専門知識を有するスタッフが契約者に早期に面会し、 安心を提供します。

対応・示談

示談交渉サービス付き (対人・対物賠償事故に限ります)

最寄りのマイカー共済損調サービスセンターの担当者が示談交渉を含め事故解決 までお手伝いします。

マイカー共済損調サービスセンターでは原則として、損害賠償責任のある事故について、示談交渉を行います。

- ※被共済者および相手方の了解が必要です。
- ※あらかじめ相手方への了解を取り付けていただきます。
- ※示談交渉を円滑に進めるために、相手方との交渉の場にご同行、ご同席いただくなどご協力をお願いすることがあります。
- ※相手方へのお見舞い、葬儀への参列などを通じ、相手方に誠意を尽くしていただきますようお願いします。
- ※自賠責共済 (保険) が締結されていないときや、被共済者が協力を拒まれた場合等、示談交渉をお引き 受けできない場合があります。



フォ か し し の

事故の相談には

マイカー共済事故相談ダイヤル

「マイカー共済事故相談ダイヤル」で、交通事故に関する質問や相談にフリーダイヤルでお答えします。

0120-8740-16

(受付時間: 平日・休日問わず9:00~21:00) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

基本の補償

ご自身の補償

[人身傷害補償]

最高5,000万円

(被共済者1名につき)

[自動車事故傷害見舞金]

(死亡・入院・後遺障害見舞金)

相手方への賠償

[対人賠償]

無制限

(被害者1名につき

[対物賠償]

無制限

(1事故につき)

[対物超過修理費用補償]

最高50万円

お車の補償

[車両損害補償]

一般補償

[付随諸費用補償]

※詳細はP.7~8でご確認ください。



おすすめ安心タイプにも 特約・割引を適用できます。

特約•割引制度

運転者本人· 配偶者限定特約」

運転者の限定で 8%割引

- 衝突被害軽減 ブレーキ(AEB)割引

9%割引

選べる特約・割引はほかにも!

詳しくはP.9~12へ

充実の補償

ご自身や同乗者の補償

人身傷害補償



事故により死傷された場合、治療費、休業損害、精神的損害などの実損害額*を補償します!

*実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。

おすすめの補償額は

5,000万円



その他も選べます

無制限

2億円

1億円

3,000万円

例 自動車事故でご契約者に後遺障がいが残り、実損害額が5,000万円。ご自身と 相手方の過失割合が40:60の場合。

人身傷害補償がなければ

ご自身の過失補償なし

2,000万円 の自己負担 相手の過失

3,000万円 相手からの賠償

人身傷害補償があれば

ご自身の過失

相手の過失

まとめて補償 5.000万円

(ご契約の共済金額が5,000万円以上の場合)

あなたのいざというときに!

ご自身に過失があっても **示談成立を待たずに補償**します。

相手からの賠償金がない

自損・単独事故でも補償します。

実損害額*での補償とは別に

「自動車事故傷害見舞金」を受け取れます。

ご家族や搭乗中の方も!

被共済自動車に

搭乗中の方を補償します。

主たる被共済者のご家族であれば、**搭乗中**は もちろん、**歩行中**の**自動車事故**でも**補償**します。

後遺障がいを負った主たる被共済者のご家族も、 ご自身同様に補償します。

自動車事故傷害見舞金 マイカー共済オリジナル!

自動車事故に遭われたときには実損害額の補償に加え、入院見舞金や後遺障害見舞金などをお支払いします。

〈例1〉死亡見舞金 500万円 (事故発生の日からその日を含めて200日以内に死亡した場合)

〈例2〉後遺障害見舞金 500万円 (後遺障害第1級の場合)

〈例3〉入院見舞金 10万円 (3日以上の入院をした場合)

※人身傷害補償のご契約がない場合は、搭乗者傷害特約・自損事故傷害特約が自動的にセットされます。

相手方への賠償

対人賠償

歩行者や車に搭乗中の方など、他人を死傷させて しまい、法律上の損害賠償責任を負う場合に自賠責 共済(保険)を超える分について共済金をお支払い します。

補償額は すべての契約で

無制限

相手側のもしもに!

過失割合から自賠責共済(保険)の給付額を差し引いた分の 賠償額を**全額補償**します。

思わぬ賠償額にも慌てないように無制限でご用意しています。



相手側への万一の賠償には、高額になってもしっかり対応できる備えがあると安心です。

[裁判例にみる対人賠償の高額事例]

被害者と 認定額 開業医 ▶ 5億2,853万円

大学生 ▶ 3億9,725万円

大学生 ▶ 3億9,510万円

相手方への賠償

対物賠償



車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与え、法律上の 損害賠償責任を負う場合に共済金をお支払いします。

おすすめの 補償額は

無制限

「対物超過修理費用補償」がすべての契約に適用!

全労済が認めた場合に、50万円を限度にお支払いします。 ただし、相手方が6ヵ月以内に修理した場合などの条件があります。



高額な賠償が発生しても頼れる、大きな安心 を準備しておきましょう。

[裁判例にみる対物賠償の高額事例]

被害物と 認定額

積荷 (具服·毛皮等) ▶ 2億6,135万円 店舗・営業 損害等 ▶ 1億3,580万円 電車・踏切 ▶ 1億2,037万円

こんなときにも!

相手方の自動車修理費用が時価額を超えても所定の条件で補償します。

お車の補償

車両損害補償



他の自動車との衝突はもちろん、自然災害から盗難、当て逃げ、車以外との衝突まで、大切な愛車のさまざまな損害を補償します。

※四輪自動車で選択いただけます。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。二輪自動車・原付自転車の契約では選択いただけません。

おすすめの補償タイプは

一般補償

⊕追加でセット

お車の補償

○:補償します ○:一部補償 ×:補償しません 補償タイプ エコノミ 補償額限定 ワイド 補償の範囲 (\bigcirc) (O)他車との衝突*1 あて逃げも補償 一部補償*注 あて逃げは対象外 火災・爆発・ (\bigcirc) (O)自然災害*2 (0) (\bigcirc) (\bigcirc) 盗難 落書き、いたずら (\bigcirc) (\bigcirc) などによる破損 飛来中・落下中の (0) (\bigcirc) (\bigcirc) 他物との衝突 車以外の他物との (0)X 衝突 一部補償*注 (\bigcirc) \bigcirc \bigcirc 付随諸費用補償

 $\overline{}$

補償の範囲

車両損害の無過失事故 に関する特約



補償タイプ

地震・噴火・津波に関する 車両全損時一時金補償特約



新車買替特約 (新車取得差額費用補償特約)



*注 補償額限定車両損害補償特約 エコノミーワイドの補償範囲外の損 害について、30万円を限度として一 般補償の範囲の補償が受けられます (損害額が30万円以下のとき自己負 担1万円)。

一般補償

あて逃げや車以外の他物との衝突など、 一般補償なら幅広く備えられます。

ケース1

「駐車場であて逃げに あい、車体が破損した」

車両の修理代を補償!



ケース2

「対向車を避けようとして ガードレールに衝突し、車体が破損した」

車両の修理代を補償!

*1 エコノミーワイドは相手自動車が判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。 *2 自然災害は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を除きます。 *実際のお支払いは状況により異なります。

自己負担額を設定することで、掛金を節約することができます。

交運共済のおすすめは

自己負担額10万円

(車両共済金額が20万円以上の場合)

- ■損害額から自己負担額(10万円)を差し引いたうえで被共済自動車の補償額の限度までお支払いします(全損の場合は
- ■お車同士の事故の場合で相手からの賠償額(回収額)が10万円以上支払われた場合は、ご自身の自己負担額は発 【自己負担額】-【相手からの回収金】が実際の自己負担額となります。
- ■10万円以外にも車両共済金額に応じて自己負担額の設定ができます。

※自己負担額(5万円または10万円)を設定された場合、契約更新時の車両共済金額が20万円未満になると、自動的に「自己負担額



できる特約

一般補償	エコノミーワイド + 補償額限定 車両損害補償特約	エコノミー ワイド
OK OK	セット OK	OK セット
OK DK	セット OK	OK
OK Twh	セット OK	OK

「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、被共済自動車がこの特約の定める「全損」 に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。車両共済金額にかかわらず、一律50万 円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

契約時に設定した新車価格相当額の50%を超える修理費の場合、補償します(盗難は対象外)。 ※新たな自動車を購入する場合、被共済自動車と異なる車種および型式の自動車の入れ替えも可能です。 ※最初の車検の満了日の月末までに、マイカー共済の契約期間の満了日が含まれる場合にご契約いただけます。

※契約いただける条件を満たさなくなった場合は<mark>契約更新時に自動的に取り外されます。</mark>

例えば…







つぎの期間にレンタカー等の代車を借り、その費用を被共済者が負担した場合、1日につき7,000円を限度に支払います。

- ①事故により被共済自動車を修理している期間
- ②全損事故や盗難で被共済自動車が使用不能となり、共済金が支払われるまでの期間 ※代車費用補償の支払対象期間には、一定の制限があります。

身の回り品

自宅等から一時的に持ち出した身の回り品など、車中にある動産に事故や盗難により 損害が生じたとき、30万円(自己負担額1万円)を限度に全労済の定める基準により 実損害額を補償します。警察への届け出がある場合に対象となります。 ※身の回り品には対象とならないものもあります。

補償

陸送等費用 走行不能*となった被共済自動車を修理後、被共済者の居住地等へ陸走車等で運搬するために支出した費用について、1事故につき10万円を限度にお支払いします。

宿 泊 費 用 やむをえず宿泊をしなければならなくなったときの予定外に支出した宿 泊費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

遠隔地事故 諸費用補償

帰宅等費用 帰宅するための代替交通手段として、電車などを利用したときの予定外に支出した交通費について、1名につき1万円を限度にお支払いします。

- *走行不能とは自力で移動することができない状態または法令により走行が禁じられ
- ている状態をいいます。
- ●補償範囲は車両損害補償の補償範囲と同一となります。●付随諸費用補償の範囲は一般補償・エコノミーワイド+補償額限定車両損害補償特約 については一般補償の範囲、エコノミーワイドはエコノミーワイドの範囲となります。

自己負担額「なし」でお支払いします)。 生しません。

なし」となりますのでご注意ください。

安心をプラスする



日常のさまざまな場面で安心が得られます。



交通事故危険補償特約



通勤は電車と自転車。 毎日使うから備えがほしい。

*一部補償の対象とならない場合もあります。



電車や自転車に乗っているときなど、自動車(二輪・原付を含 む) 事故以外の「交通事故」により損害を受けた場合に実損害

※実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。 ※人身傷害補償の契約がある場合に、人身傷害補償の契約補償額と 同額で契約いただくことができます。共済掛金は契約補償額により 異なります。



弁護士費用等補償特約



示談交渉、 自分だけでは不安だから 弁護士に相談したい。



- ●交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼 で必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。
 - ※自動車(二輪・原付を含む)および自転車とそれ以外の交通事故が対象です。
 - ※補償を受ける場合は、あらかじめ全労済の同意が必要となります。
 - ※必要となる費用とは「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用、またはその他権 利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を指します。
- ●法律相談費用を、10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用 もあります)。



自転車賠償責任補償特約



うちの子が、誰かに ケガをさせたらどうしよう。



自転車の事故により、法律上 の損害賠償責任を負ったとき に1事故につき最高1億円まで 補償します(対人・対物合計)。

- ●示談交渉サービス付き。
- ●ご家族が自転車を複数台所 有していても補償します。
- ※原付自転車は対象になりません。

他人事ではない、自転車事故による高額賠償 事例 賠償額9.521万円

小学校5年生の少年が、坂道を自転車に乗って時 速20~30キロで下って行った際に、散歩中の女 性(62歳)と正面から衝突、病院に搬送されたが、 頭の骨を折るなどして意識不明となった。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

その他の特約



マイバイク特約



基本補償(四輪自動車)にマイバイク特約を付帯いただくことで、総排 気量 125cc 以下または定格出力が 1kW 以下の原付自転車を対象と し、主たる被共済者とそのご家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の 子*1) の原付自転車での事故を補償します。

- ●借りた原付自転車で事故を起こしても被共済者からのお申し出 があり全労済が認めた場合にはご希望によりマイバイク特約から 優先してお支払いします。
- ●ご家族が原付自転車を複数台所有していても1契約で補償します。
- ※一部のバギータイプの車両等、補償の対象外になる場合もあります。



人身傷害補償の契約が ない場合の特約



自動的に セット*2

搭乗者傷害特約*3

自損事故傷害特約

※詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。

交運共済では人身傷害補償のご契約をおすすめします。

- *1 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子は含みません。
- *2 搭乗者傷害特約は四輪自動車のみ原則自動的にセットされます。
- *3 人身傷害補償と合わせてご契約いただくことも可能です。その場合には人身傷害補償とは別枠で補償額を限度に補償します。

掛金を抑える 特約•割引① 📖

運転者の条件に応じて、より少ない負担に。

お車を運転する方の年齢を限定することで割引が受けられます。



運転者年齢条件特約



子供特約



運転される方の年齢を限定することで、割引を受けることができます。 この際の運転者年齢条件は、契約される車両1台ごとの適用となり ます。

年齢問わず補償 21歳以上補償 26歳以上補償*4 35歳以上補償*4

運転者年齢条件を設定している場合で友人・知人、別居の既婚の子 等、ご家族*5以外の方が運転する場合には、指定されている「運転者 年齢条件」に関係なく補償します。

お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定する ことで割引になります (一部の場合を除く)。

主たる被共済者の子供専用の年齢条件を設定することで、指定され ている運転者年齢条件を変更せずに、子供を補償の対象に追加でき ます。運転者年齢条件より低い場合に以下の条件で設定できます。

年齢問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償

[子供の範囲] ●主たる被共済者の同居の子

- ●主たる被共済者の同居の子の配偶者
- ●主たる被共済者の配偶者の同居の子
- ●主たる被共済者の配偶者の同居の子の配偶者
- ●主たる被共済者の別居の未婚の子*6
- ●主たる被共済者の配偶者の別居の未婚の子*6

お車を運転する方の<mark>範囲</mark>を限定することで割引が受けられます。



運転者本人• 配偶者限定特約*7





○:補償します

特約を 付帯しない

ー:補償しません

者限定特約

割引

運転される人の範囲 主たる 友人・ 知人 別居の 被共済者、 既婚の子 配偶者

 \bigcirc

同居の親族、

別居の 未婚の子

 \bigcirc

友人 · 知人、別居 の既婚の子、同居 の親族、別居の 未婚の子*6が運 転している場合は 補償されません。

ご注意

ご夫婦のみで運転される場合は 割引になります。

被共済自動車の運転者を「主たる被共済者」 と「主たる被共済者の配偶者」に限定した場 合、掛金が8%割引となります。

*4 運転者年齢条件を [26歳以上補償] または [35歳以上補償] にされた場合は、契約期間の開始日時点での主たる被共済者の年齢に応じて共済掛金が算出されます。 *5 この場合の「ご家族」には、その家族の業務に従事中の使用人を含みます。

割引率

8%

 \bigcirc

※「運転者本人・配偶者限定特約」を選択している場合、友人・知人・別居の既婚の子、同居の親族、別居の未婚の子*⁶が運転している場合は補償されません。

- *6 別居の未婚の子とはいまだ結婚していない子をいい、離婚または配偶者の死亡により単身となった子は含みません。
- *7 運転者年齢条件、新車割引、AEB割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。







掛金を抑える

特約•割引②

お車の型式などに応じて受けられる、さまざまな割引。



期間

衝突被害軽減ブレーキ(AEB)割引*1 🕰

普通・小型乗用車型式の発売年月から3年適用

軽四輪乗用車型式の発売年月を問わず適用

下記の条件を満たす場合に9%割引が適用されます。

用途車種	条件
普通·小型 乗用車	①衝突被害軽減ブレーキ (AEB) が装備されていること。 ②被共済自動車の型式が発売された年度 (4月はじまり) に3を加算した年の12月末までに共済期間の開始日があること。
軽四輪乗用車	衝突被害軽減ブレーキが装備されていること。

※衝突被害軽減ブレーキとは、「自動車が前方障害物との衝突を回避するため、また は衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ」をいいます。各メーカーごとに AEB装置の名称が異なります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

ハイブリッド車割引*1*2





被共済自動車が全労済指定の低公害自動車である場合は、掛金が5%割引 となります。全労済の指定する低公害自動車とは、車検証上でつぎの①~ ⑥の自動車に限ります。

①電気自動車 ②天然ガス (CNG) 自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤液化石油ガス (LPG) 自動車 ⑥燃料電池自動車



福祉車両割引*1*2





被共済自動車が福祉車両で、かつ、消費税非課税措置の対象となる自動 車、または車検証上の車体の形状が車いす移動車である場合は、掛金が 7%割引となります。

*1 お申し出が必要となります。

*2 運転者年齢条件、新車割引、AEB割引、人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を適用後の共済掛金からさらに割引となります。

右記のマークは、特約・割引がセットできる車種を表しています。 四輪自動車 二輪自動車 原付自転車







基本となる補償に、 自動的にセット されます!

/MEW/ 自動セット

被害者救済費用等補償特約

将来的な自動走行システム(自動運転)により、 被共済自動車が想定していない動作によって事 故が生じ、法律上の損害賠償責任がないことが 認められた場合に補償します。

共済	金額	等級
人身事故	対物事故	共済金を支払った場
対人賠償と 同額	対物賠償と 同額	合でも次期等級の 減算、事故有係数の 適用はありません。

新車割引*1



	6等級(前契約なし)	左記以外
普通・小型乗用車	14%割引	7%割引
軽四輪乗用車	8%割引	2%割引

新契約の効力開始日が被共済自動車(普通・小型乗用車、軽四輪乗用車)の 初度登録(検査)年月の翌月から25ヵ月以内の車両を対象に割引となります。 ※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。

複数契約割引*1*2



すでにマイカー共済の契約があり、契約者が同一の場合は、新規契約の 掛金が3%割引となります。

※条件を満たさなくなった場合や適用期間が終了すると自動的に取り外されます。



身傷害の被共済自動車 搭乗中のみ補償特約*1

19% 割引

すでに人身傷害補償の契約(他の保険会社等での契約も含む)があり、2 台目以降の契約に人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約を選択す る場合、人身傷害補償の掛金が四輪自動車では19%割引、二輪自動車・ 原付自転車では3%割引となります。

すでに11等級以上の契約がある場合(他の保険会社等での契約も含む)



セカンドカー割引*1*2



で、かつ一定条件を満たしていれば、2台目以降のお車を新たにご契約さ れる場合は、6等級ではなく、7等級を適用します。

無事故割引等級&割引率

長期間、無事故の優良ドライバーに、 とっても有利な補償です!

最大22等級64%割引!

- ■安全運転で無事故を続けられた方を応援するため**最大22等級、64%割引**となります。
- ■初めてご契約いただく場合は、6等級から始まり、**1年間無事故であれば1等級加算**されます。
- ■契約期間中に事故を起こした場合、事故の種類により継続時に1件あたり1、3または6等級ずつ減算されます。
- ■7等級以上の契約では「事故なし」「事故あり」で異なる割引率が適用されます。

7等級以上の契約の割引率について

○契約期間中に事故があった場合、継続後の適用等級が7等 級以上の契約に「事故あり」の割引率 (事故有係数) が一定 期間適用されます。



等級別割引·割増率表

契約始期日	2018年2月1日~ 2019年1月31日		- 1 2019年2日1日~		
等 級	事故 なし	事故 あり	事故 なし	事故 あり	
22	-64%	-43%	-64%	-43%	
21	-64%	-43%	-64%	-43%	
20	-64%	-43%	-64%	-43%	
19	-62%	-41%	-60%	-41%	
18	-60%	-40%	-58%	-40%	
17	-58%	-38%	-57%	-38%	
16	-55%	-36%	-55%	-36%	
15	-54%	-34%	-54%	-34%	dall
14	-53%	-33%	-53%	-33%	割
13	-52%	-31%	-52%	-31%	引
12	-51%	-29%	-51%	-29%	
11	-49%	-28%	-50%	-28%	
10	-44%	-26%	-45%	-26%	
9	-41%	-24%	-43%	-24%	
8	-30%	-22%	-32%	-22%	
7	-24%	-21%	-26%	-21%	
6		-1	0%		
5		1	0%		
4	30%				
3	50%				
2	64%				
1-1	85%				
1-2	100%				
1-3	110%				
1-4	120%				
1-5	130%				

自動セット

無共済車傷害(無制限)

無共済 (保険) 車との事故で、死亡または後遺障がいを負ったとき、相手方から充分な補償が受けられないときにお支払いします。 ※対人賠償と同額の補償となります。

自動セット

他車運転危険補償

他車運転資格者*3が「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはマイカー共済から優先して支払います。借りた車の自動車共済 (保険) 契約の有無にかかわらずお支払いしますので、貸主に迷惑をかけません (一定の制限あり)。

*3 他車運転資格者とは、主たる被共済者とその配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子を指します。

基本補償プラン一覧

	契約セット *		対物		1 - 15			, Am 44 'Yr	
車種区分	記号(型)	契約セット名	対人	共済金額	自己負担額	人身傷害	自損事故	搭乗者傷害	無共済
	SUO	充実プラン(搭乗者傷害	無制限	無制限	なし	無制限	(人傷で)	_	無制限
	NUO		無制限	無制限	なし	2億円	(人傷で)	_	無制限
	MUO		無制限	無制限	なし	1 億円	(人傷で)	_	無制限
	^{ಕ್ರಕ್ಕ} LUO		無制限	無制限	なし	5,000万円	(人傷で)	_	無制限
	M30		無制限	3,000万円	なし	1 億円	(人傷で)	_	無制限
	L30	特約なし)	無制限	3,000万円	なし	5,000万円	(人傷で)	_	無制限
	KUO		無制限	無制限	なし	3,000万円	(人傷で)	_	無制限
	K30		無制限	3,000万円	なし	3,000万円	(人傷で)	_	無制限
	K10		無制限	1,000万円	なし	3,000万円	(人傷で)	_	無制限
四輪車·	SU1		無制限	無制限	なし	無制限	(人傷で)	1,000万円	無制限
自動二輪車	MU 1		無制限	無制限	なし	1 億円	(人傷で)	1,000万円	無制限
(126cc)	LU1	充実プラン	無制限	無制限	なし	5,000万円	(人傷で)	1,000万円	無制限
(以上)	L31	(搭乗者傷害	無制限	3,000万円	なし	5,000万円	(人傷で)	1,000万円	無制限
	KU1	特約あり)	無制限	無制限	なし	3,000万円	(人傷で)	1,000万円	無制限
	K31		無制限	3,000万円	なし	3,000万円	(人傷で)	1,000万円	無制限
	K11		無制限	1,000万円	なし	3,000万円	(人傷で)	1,000万円	無制限
	AU1		無制限	無制限	3万円	_	1,500万円	1,000万円	無制限
	7.01	基本プラン (搭乗者傷害 特約あり)	אבוניוווווע	Williams	なし		1,000/1	1,00071	無制限
	A31		無制限	3,000万円	3万円	_	1,500万円	1,000万円	無制限
	, ()		VIV.IP.3F2C	0,000,513	なし		1,000,1	1,000,1	無制限
	A55		無制限	500万円	3万円	_	1,500万円	500万円	無制限
	7,00		711(12312)	000,513	なし		.,000,513	[() ()	無制限
	AUO	AUO	無制限	無制限	3万円	_	1,500万円	_	無制限
	,,,,,		711111111111111111111111111111111111111	なし		.,,		無制限	
自動二輪車	A30	基本プラン	無制限	3,000万円	3万円	_	1,500万円	_	無制限
/126cc\		(搭乗者傷害)	711111111111111111111111111111111111111	-,,51.3	なし		.,= = =,3,3		無制限
(以上)	A 1 O	特約なし)	無制限	1,000万円	3万円	_	1,500万円	_	無制限
					なし				無制限
	A50		無制限	500万円	3万円	_	1,500万円	_	無制限
	1.00				なし	- cooper	(/=		無制限
	L30	充実プラン	無制限	3,000万円	なし	5,000万円	(人傷で)	_	無制限
	L50	(搭乗者傷害	無制限	500万円	なし	5,000万円	(人傷で)	_	無制限
原付	K30	特約なし)	無制限	3,000万円	なし	3,000万円	(人傷で)	_	無制限
(125cc) 以下	88 K10		無制限	1,000万円	なし	3,000万円	(人傷で)	_	無制限
	A30	基本プラン	無制限	3,000万円	なし	-	1,500万円	_	無制限
	A10	(搭乗者傷害 特約なし)	無制限	1,000万円	なし	-	1,500万円	_	無制限
	A50		無制限	500万円	なし	- 5.000 Em	1,500万円	_	無制限
	33Z	充実プラン	無制限	1,000万円	なし	5,000万円	(人傷で)	_	無制限
マイバイク	35B	(搭乗者傷害 特約なし)	無制限	500万円	なし	5,000万円 3,000万円	(人傷で)	_	無制限
特約	3BN		無制限	1,000万円	なし		(人傷で)	_	無制限
	10 Z	基本プラン (搭傷なし)	無制限無制限	1,000万円 500万円	なし なし	なし なし	1,500万円	<u> </u>	無制限
		(10 16/00)	無門既	300/JH	74 U	/4 U	1,50077円	_	無制限



車両損害補償タイプ一覧(オプション)

	補償タイプ	補 償 内 容
-	一 般 補 償	地震、噴火、津波による損害を除く偶然な事故による損害を補償。(車両損害補償)
		エコノミーワイドの範囲の損害。エコノミーワイド以外の範囲(あて逃げ、自損事故等)での少額 損害(30万円を限度、自己負担額1万円)を補償。(補償額限定車両損害補償特約)
-	エコノミーワイド	車対車、火災·爆発、自然災害、盗難+「落書き」「窓ガラスの破損」を補償。(危険限定車両損害補償特約)

インターネットで掛金見積もりができます!

ご加入にあたって

●ご契約に際しては、P.15~のマイカー共済 ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

ご注意

- ●加入申込書に★印が付された項目は「告知事項」、☆印が付された項目は「通知事項」です。加入申込書の告知欄は必ず ご確認のうえ、正確にご記入ください。「告知事項」の記載内容に誤りがある場合や「通知事項」に変更が生じた際には必ずご 通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがあります。 ※契約期間中に買い替え等により、契約車両(被共済自動車)に入れ替えが生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお 支払いができないことがあります。
- ●加入申込書を審査した結果、適用等級や過去の事故歴等によっては、交運共済では契約をお引き受けできない場合があります。

個人情報の取り扱い

自動車保険情報 交換制度について



交運共済は、契約の締結または共済金の適正なお支払いのために、損害保険会社等が協力して 運営する自動車保険情報交換制度に参加し、契約・事故内容に関する個人データを共同利用 いたします。この目的以外に他の損害保険会社等と個人情報を共同利用することはありません。

加入後の契約内容変更について

ご注意

加入後に契約内容を変更される場合はお手続きが必要となりますので、すみやかに交運共済までお申し出ください。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて交運共済までお申し出ください。変更についてのご連絡をいただけなかった場合、事故の際、共済金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

契約内容の変更例

車の買い替えなどによる 契約車両の変更



新しいお車を取得された場合は、変更申込書にてすみやかに変更手続きをお願いします。また、 変更の承認後、掛金の追徴・返還をする場合がありますのでご了承願います。

車を廃車・譲渡した場合



交運共済までお申し出いただき、解約手続きをお願いします(解約日をさかのぼることはできませんのでご注意ください)。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて交運共済までお申し出ください。手続き後、返還金がある場合は交運共済より返還いたします。なお、当面お車を購入される予定がない場合には、無事故割引等級が7等級以上で一定条件を満たす場合は、契約を「中断」し、将来(10年以内に)お車を購入された際、無事故割引等級を引き継ぐことができます。

運転者の年齢条件の変更、 住所の変更等

変更申込書をご利用のうえ、各種条件や、契約内容の変更手続きをお願いします。

車検証の名義や登録内容の変更の場合

※車検証の住所や所有者の名義が変更になった場合、移転登録等の手続きを15日以内に申請するよう法律 (道路運送車両法)によって義務付けられています。変更されないと、リコールの案内・税金のお知らせが届か ないなど、トラブルの原因となりますのでご注意ください。

その他補償内容の変更等についても、交運共済までお申し出ください。

ノイカー共済 ご契約のてびき

このご契約のてびき(契約概要 ・ 注意喚起情報) は、ご契約に際して特に 確認いただきたい事項を記載したものです。

ご契約の前に必ずお読みのうえ、お申し込みください。

なお、この「ご契約のてびき」は契約に関するすべてを記載したものではあり

詳細については、加入後に共済契約証書とともにお送りする「ご契約のしおり・ 契約規定」に記載していますので、必ずご確認ください。

各項目に記載しています

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報《

ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項 等、特にご注意いただきたい事項

契約者(契約できる方)について

契約者とは、交運共済と共済契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方です。契約者となるためには、当生協の組合員になっていた だくことが必要です。組合員になるためには出資金が必要です(すでに交運共済の他の共済に加入している場合は新たな出資金は不 要です)。

用語の説明

主な用語の説明は次のとおりです。 その他の用語については「ご契約のしおり・ 契約規定」をご確認ください。

	用語	定義			
き	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。			
け	契約者	共済契約の申し込みをされる方で、掛金の支払義務			
		を負う方をいいます。			
し	自動車	原動機付自転車を含みます。			
	主たる被共済者	被共済自動車の所有者で、かつ、下記①から④に			
		定める方のうち共済契約証書に記載された 1 名をい			
		います。			
		①契約者			
		②契約者の配偶者			
		③契約者の同居の親族			
		④契約者の配偶者の同居の親族			
	自己負担額	支払共済金の計算にあたって損害の額から差し引く			
		金額をいいます。自己負担額は被共済者の自己負			
		担となります。			
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をい			
		います。			

	用語	定義
٤	同居	同一家屋に居住(建物の主要構造部のうち、外壁・柱・ 小屋組・はり・屋根のいずれも独立して具備した家 屋内に居住していることをいいます。)することをい います。ただし、つぎのいずれかに該当する場合は 別居とみなします。 (ア)マンション等の集合住宅で、各戸室の区分が明 確な場合(賃貸・所有の別を問いません。) (イ)同一敷地内であっても別家屋での居住の場合 (ウ)二世帯住宅であっても、お互いの居住空間が廊 下や階段などでつながっておらず、一旦外に出 て行き来をする場合
は	配偶者	婚姻の相手方をいいます。(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。ただし、婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。)
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
よ	用途 · 車種	ナンバープレート上の分類番号、色等にもとづき当会が定めた自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

契約締結前にご確認いただく事項

1. 商品の仕組み

(1)商品の仕組み 契約概要

基本となる補償、自動的にセットされる特約等、任意にセットすることができる特約等は次のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセットされる特約等	任意にセットすることができる特約等	その他の主な特約等
ご自身の補償	人身傷害補償 〈任意に付帯できます〉	無共済車傷害補償 自損事故傷害特約 〈 人身傷害補償を付帯しない 〈 場合にセットされます 被害者救済費用等補償特約	人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約 人身傷害に関する交通事故危険補償特約 搭乗者傷害特約 〈 四輪自動車で人身傷害補償を付帯しない 〉 場合にセットされます	〈自動セット〉
相手方へ	対人賠償			〈任意セット〉 マイバイク特約
への賠償	対物賠償 (対物超過修理費用補償)			自転車賠償責任 補償特約
お車の補償	車両損害補償 一般補償 エコノミー + 補償額限定車両損害 ワイド ・ 補償特約 エコノミーワイド	付随諸費用補償	新車買替特約 地震・噴火・津波に関する車両全損時 一時金補償特約 車両損害の無過失事故に関する特約 ※車両損害補償の特約のセットについては P.7 ~8 をご参照ください。	弁護士費用等 補償特約 交通事故 危険補償特約

(2)契約できる自動車 契約概要

マイカー共済に加入できる自動車は、自動車検査証(以下「車検証」*1)の「自家用・事業用の別/適否」欄に「自家用」と記載があり、家庭用に使用する自動車に限ります。車検証の「自動車の種別」「用途」「最大積載量」「車体の形状」欄に記載されている項目等により、右表に該当する場合にマイカー共済に加入いただけます。

- ※1 250cc以下の自動二輪の場合は軽自動車届出済 証、125cc以下の原付自転車の場合は標識交 付証明書になります。
- ※2 「車検証」の「車体の形状」欄に「車いす移動車」 「身体障害者輸送車」の記載があるものに限りま す。
- ※3 「車検証」の「車体の形状」欄に「ダンプ装置」 の記載があるものは加入いただけません。
- ※4 「車検証」の「車体の形状」欄に「キャンピング車」の記載があるものに限ります。

用途・車種	基本補償	車両損害補償
普通・小型乗用車	0	0
普通・小型特種用途自動車 (8ナンバー) *2	0	0
軽四輪乗用車	0	0
小型貨物車 ^{*3}	〇 最大積載量2t以下	〇 最大積載量2t以下
軽四輪貨物車	0	△ ダンプ装置の あるものを除く
軽四輪特種用途自動車(8ナンバー)*2	0	0
普通貨物車*3	〇 最大積載量2t以下	△ 最大積載量 0.5t 以下
キャンピング車 ^{*4}	0	×
二輪自動車	0	×
原付自転車	0	×
X		70+6

※○:付帯可、△:制限あり、×:付帯不可

(3)契約できない自動車 型約概要

次の①から⑦のいずれかに該当する自動車は、被共済自動車とすることはできません。

①乗用車で乗車定員が10名を超える自動車

- ②貨物車で最大積載量が2tを超える自動車
- ③ダンプカー(ただし、ダンプ装置のある軽四輪貨物車は除きます)
- ④法令に定める規格以外に改造された自動車*1
- ⑤有償で人もしくは貨物を運送することのある自動車**2
- ⑥危険物を積載することのある自動車または危険物を積載した被けん引自動車をけん引することのある自動車
- ⑦車検証記載の所有者が法人名義(ローン購入またはリース契約による法人名義のものは除く)の自動車
- ※1 法令に定める規格以外に改造された自動車とは、「道路運送車両の保安基準」に違反して改造された自動車をいいます。
- ※2 白タク、白トラ、運転代行業の使用自動車のことをいいます。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

(1)基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。

	基本となる補償	共済金をお支払いする主な場合	共済金をお支払いしない主な場	a
ご自身の補償	人身傷害補償	被共済自動車に搭乗中の事故等によりけがをして、死亡した場合、後遺障がいが生じた場合、入院または通院した場合の損害について、被共済者1名につきそれぞれ原則として人身傷害補償共済金額を限度に共済金をお支払いします。**	●被共済者の故意または重大な過失によってその本人に生じたけがによる損害または傷害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたけがによる損害または傷害	
相手方	対人賠償	被共済自動車を運転中の事故等により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ共済金額を限度に対人賠償共済金をお支払いします。 なお、自賠責共済(保険)により支払われるべき金額を超える部分に限ります。	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の生命または身体が害されたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等	●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
相手方への賠償	対物賠償	人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償	●契約者、主たる被共済者または被共済者の故意によって生じた損害 ●被共済自動車を運転中の方の父母・配偶者・お子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被共済者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害等	●被共済自動車を 競技等とれを用たうする は、いいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この
お車の補償	車両損害補償	衝突、接触等の事故により被共済自動車に 損害が生じた場合に、損害額(修理費等) から自己負担額を差し引いた金額につい て、共済金額を限度に車両共済金をお支払 いします(全損の場合は自己負担額を差し 引かずにお支払いします)。	 ●契約者、被共済者または共済金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐しょく・さび、その他自然の消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 	害等

- ※人身傷害補償について主たる被共済者、その配偶者、主たる被共済者およびその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子は、歩行中や被共済 自動車以外の自動車に乗車中の自動車事故により死傷した場合も補償の対象となります(「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」 をセットした場合を除きます)。
- (注)上記の共済金以外に、事故によって発生する費用のうち共済金としてお支払いするものがあります。また、基本となる補償ごとに被共済者を定めています。

(2)自己負担額 注意喚起情報

対物賠償および車両損害補償には、自己負担額を設定することができます。 契約の自己負担額については、加入申込書の自己負担額欄でご確認ください。

(3)主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

- ①自動セット特約:契約時のお申し出にかかわらず、契約条件に応じて自動的にセットされる特約
- ②任意セット特約:契約時にお申し出があり、交運共済が引き受ける場合にセットされる特約

例) ●任意セット特約: 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約

車両損害補償の補償タイプが一般補償またはエコノミーワイド(危険限定車両損害補償特約)の場合に契約いただける特約です。地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被共済自動車が全損*になった場合、車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。

※地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金における「全損」とはこの特約で定める「全損」の条件に該当する場合をいいます。

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって 全損と判定する主な条件

(例)

- ○被共済自動車が津波によりシートの座面を超える浸水を被った場合
- ○被共済自動車が津波により流失し発見されなかった場合
- ○被共済自動車が全焼した場合
- ○建物倒壊等によって被共済自動車が建物の下敷きになるなどして、 ルーフ、ピラー、ガラスに所定の大きな損害が生じた場合 など

●任意セット特約:車両損害の無過失事故に関する特約

「もらい事故」等で過失のない車対車の事故による車両損害補償の共済金のお支払いについて、次のア、イの条件をいずれも満たす場合、事故件数に数えない取り扱いとする特約です。

ア. 次のa、bのいずれかの場合に該当すること

- a. 相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「信号無視」または「駐停車中の被共済自動車に相手自動車が衝突または接触」による事故において、被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったと全労済が判断した場合。
- b. 被共済自動車の所有者および被共済自動車を使用または管理していた方に過失がなかったことが確定した場合。

イ. 相手自動車について、次のa、bの事項がいずれも確認されること

- a. 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
- b. 車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名 もしくは名称

(4)共済金額の設定 契約概要

共済金額は、補償の種類でとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際にご契約される共済金額については、加入申込書の共済金額欄、ご契約のしおり・契約規定等でご確認ください。

(5)補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

補償の対象となる運転者は運転者限定特約、運転者年齢条件により、範囲を限定することができます。被共済自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

		運転者の範囲				
		①	2	3	4	
	賞します 賞しません <i>)</i>	主たる被共済者 または配偶者	①の同居のご親族	①の別居の 未婚のお子さま	①~③以外の方	
運転者						
運転者	なし	0	0	0	0	
運転者 限定特約	本人・配偶者限定	0	o ×	×	O ×	

●本人・配偶者限定特約

運転する方を運転者本人・配偶者に限定した場合は、限定された方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

●運転者年齢条件

運転者年齢条件(年齢問わず補償、21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方が被共済自動車を運転中の事故に限り、共済金をお支払いします。

※④の方であっても、①から③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、運転者年齢条件を適用しますのでその方も含めて運転者年齢条件を設定してください。

●子供特約

主たる被共済者およびその配偶者の子どもが運転する場合、子どもの運転年齢条件を設定することで、指定している運転者年齢条件を変更せずに、子どもを補償の対象に追加できます。

子どもの運転年齢条件	この特約が付帯できる運転者年齢条件	
(1)年齢問わず補償	21歳以上、26歳以上、35歳以上	
(2)21歳以上	26歳以上、35歳以上	
(3)26歳以上	35歳以上	

(6)共済期間 (契約期間) および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

共済期間(以下「契約期間」といいます)は契約の効力開始日の属する月の翌月1日から1年間です。 ただし、効力開始日からその月の末日までの期間も契約期間とみなします。

※上記ただし書きは継続契約、中途更改による新たな契約、中途付帯契約には適用しません。

(7)契約の効力開始日 注意喚起情報

①支払方法「口座振替」の場合

交運共済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、交運共済での受付日の翌日午前零時から補償が開始されます(郵送加入の場合は消印日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます。ただし、効力開始日の記載がなく消印日も不明な場合は、交運共済での受付日の翌日午前零時を効力開始日として補償が開始されます)。

- ※効力開始日を指定された場合でも、消印日が指定された効力開始日以降の場合は、消印日(または交運共済受付日)を優先し、その翌日午前零時を効力開始日とします。
- ※交運共済が指定する日までに初回掛金の引き落としがされない場合は、契約を無効(不成立)とし、効力開始以後の事故についても共済金はお支払いしません。

②支払方法「郵便振替」の場合

交運共済での加入申込受付および加入審査後、特に指定がない場合は、初回掛金相当額の払い込まれた日の翌日午前零時から補償が開始されます。

※契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

3. 掛金の決定の仕組みと払込方法等

(1)掛金の決定の仕組み 契約概要

掛金は、補償内容、運転者の範囲、被共済自動車の用途・車種などのほかに、主に以下の要素等により決定されます。実際にご契約される掛金については、加入申込書の掛金欄でご確認ください。

等級別掛金率	掛金は 1-5等級から 22 等級までの区分、事故有係数適用期間により掛金が割引・割増される仕組みです(原付自転車を除きます)。この仕組みでは、共済金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。 初めてご契約される場合は、6等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率が適用されます。また、事故有係数適用期間は 0年となります。
主たる被共済者年齢区分	運転者年齢条件が26歳以上補償または35歳以上補償の契約に適用されます。契約期間の開始日における 主たる被共済者の年齢に応じた区分が適用されます。
型式別掛金クラス	普通乗用車・小型乗用車の基本補償・車両損害補償について、自動車の型式ごとの事故発生状況等に基づき 決定された掛金クラスを適用する仕組みです。掛金クラスは 1 ~9 クラスの 9 段階で、年 1 回見直しを行い ます。
各種割引	被共済自動車・契約条件によって、割引が適用されます。 ハイブリッド車割引・福祉車両割引・AEB割引・新車割引・複数契約割引・セカンドカー割引

(2)掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

掛金の払込方法は、「月払い」と「年払い」があり、いずれの場合も口座振替による掛金の払い込みができます(「年払い」は現金または郵便振替による払い込みも可能です)。交運共済の他の契約ですでに掛金口座振替を利用されている場合は、同一の金融機関口座より振り替えさせていただきます。

(3)掛金の払込猶予期間等の取り扱い 注意喚起情報

掛金は払込期日までに払い込みください。掛金の払込方法が口座振替の場合、払込期日の翌日から2ヵ月間*の猶予期間がありますが、猶予期間を過ぎても掛金の払い込みがないときは、事故が発生しても共済金をお支払いしません。また、契約を解除する場合があります。

※新規契約の場合の猶予期間は払込期日の翌日から1ヵ月間となります。

(4)割り戻し金 契約概要

この共済に割り戻し金はありません。

Ⅲ 契約締結時にご注意いただく事項

1. 告知義務(加入申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

契約者・主たる被共済者には、契約の締結に際し、交運共済が重要な事項として告知を求めた事項(告知事項)に回答いただく義務(告知義務)があります。告知内容が事実に反していた場合には、掛金の追徴・返還や、契約が解除され、共済金のお支払いができないことがあります。(特に、お申込後、自動車保険情報交換制度によって、お申し出の際の等級と、調査後の等級が異なることが判明した場合など)

<主な告知事項>

事故の有無・件数

前契約の有無	前契約がある場合、その引受保険会社等、保険期間、等級、事故有係数適用期間および事故の有無・件数について
主たる被共済者・生年月日	済者として設定した方。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、主たる被共済者の 生年月日もお知らせください。主たる被共済者の年齢によって、掛金が異なる場合があります。
	被共済目動車の所有者であって、かつ契約者およびその配偶者ならびにそれぞれの同居の親族のうち、主たる被共

Ⅲ 契約締結後にご注意いただく事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

契約者または被共済者には、通知事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります。通知事項とは加入申込書において☆印がついている項目のことです。通知事項の変更について遅滞なくご通知いただけない場合には、契約を解除したり、 事故の際に共済金をお支払いできない場合がありますので、充分ご注意ください。

<主な通知事項>

・被共済自動車の用途・車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更した場合。

ご申告ください。

また、契約後、次の事項が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となりますので、ただちに交運共済までご通知ください。

- ・共済契約証書記載の住所を変更するとき
- ・被共済自動車を譲渡するとき
- ・自動車の買い替え等により、被共済自動車を入れ替えするとき
- ・契約者または主たる被共済者を変更するとき
- ・運転者の範囲(運転者の限定、運転者年齢条件)を変更するとき
- ・上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき

2. 共済契約の自動継続に関する特約

契約概要

共済掛金口座振替特約が付帯されている場合、「共済契約の自動継続に関する特約」が自動的にセットされます。なお、契約規定の 改正があったときには、更新日における改正後の契約規定による内容で、契約更新します。

共済契約証書に「共済契約の自動継続に関する特約」を適用することが記載されている場合、契約満了日までに、交運共済または 契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合、契約は契約期間の満了日の内容と同一内容で継続されます。ただし、エコ ノミーワイド+補償額限定車両損害補償特約、新車買替特約、新車割引、複数契約割引の適用、車両共済金額等については契約内 容が変更となる場合があります。

3. 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

契約を解約する場合は交運共済までご連絡ください。なお、解約に際しては掛金のうち未経過共済期間にかかる部分について解約返戻金としてお支払いできる場合があります。詳しくは交運共済までお問い合わせください。

4. ご契約の中断制度について 注意喚起情報

被共済自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、主たる被共済者の海外渡航等に伴い、一時的に契約を中断する場合は、中断後の新たな契約に対して、中断前の契約や事故件数等に応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用できることがありますので、交運共済にご連絡ください。契約の中断日(契約の解約日または満期日)の翌日から13ヵ月以内にご連絡がない場合は、この制度をご利用いただけません。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 補償の重複 注意喚起情報

1. 次の補償または特約(以下「補償等」といいます)をご契約される場合、同様の補償等をご契約されているときは、補償が重複することがあります。なお、交運共済の契約以外(損保等)に同様の補償等をご契約されている場合もご注意ください。

<補償が重複する可能性がある補償等(例)>

マイカー共済	重複する可能性があるマイカー共済の補償等(商品)
人身傷害補償	○2台目以降のマイカー共済の人身傷害補償 歩行中の補償等が重複することがあります。「人身傷害の被共済自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯することで、「被共済自動車に乗車中の事故」に限定することができます。
交通事故危険補償特約	○2台目以降のマイカー共済の交通事故危険補償特約
マイバイク特約	○2台目以降のマイカー共済のマイバイク特約
弁護士費用等補償特約	○2台目以降のマイカー共済の弁護士費用等補償特約
自転車賠償責任補償特約	○2台目以降のマイカー共済の自転車賠償責任補償特約

[※]無共済車傷害、他車運転危険補償は、補償が重複する場合がありますが、自動付帯のため除外して契約いただくことはできません。

- 2. 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約からも補償されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。
- 3. 上記の補償または特約を1契約のみにご契約されている場合、その契約が解約されたときやご家族の状況等が変わったときは、補償されないことがありますので、ご注意ください。

|2. お客さまに関する個人情報の取り扱いについて |

注意喚起情報《

個人情報保護に関する事項

交運共済は、組合員・ご契約者の皆さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、組合員・ご契約者の皆さまに関する情報を収集させていただいております。これら組合員・ご契約者の皆さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、 共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、当生協の 事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

個人情報保護方針

交運共済は、今日まで組合員・ご契約者の皆さまに関する個人情報管理について厳重な管理を行ってきましたが、更に皆さまからご信頼をいただけるよう個人情報の取扱いについて、個人情報保護法をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもと情報の正確性・機密性・安全性の継続確保に努めます。

1. 情報の収集・利用目的

交運共済では、組合員・ご契約者の皆さまに、より良い商品・各種サービスを提供し、契約の締結および維持管理のために必要最低限の情報を収集させていただいています。

お預かりした個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持、共済金等のお支払い、その他商品・各種サービスのご案内など当生協の共済事業および付随する業務の目的のために利用させていただきます。

なお、契約申込書やアンケート等により、組合員・ご契約者の皆さまに任意の情報提供をお願いする場合は、その利用 目的を明示します。

2. 収集する情報の種類

組合員の会社名、加盟組合、所属機関等の組合員情報ならびに組合員・ご契約者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済契約の締結、共済金のお支払い等に必要となる情報について収集します。

3. 情報の管理

組合員・ご契約者よりお預かりした個人情報は、正確・最新なものになるよう適切な措置を講じています。また、組合員・ ご契約者の情報への不正アクセスなどを防止するため必要な措置を講じ情報の保護に努めています。

なお、加盟組合ならびに事業者等に業務委託を行う場合も当生協が責任をもって業務委託先に対し、必要かつ適切な監督を行い目的外の利用を行わせないものとします。

4. 情報の提供

組合員・契約者等の個人情報は、交運共済の業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除き取得した情報を第三者に提供することはありません。

- (1)ご本人が了解・同意がある場合
- (2)法令により必要と判断される場合

- (3)公共または組合員・ご契約者の利益のために必要と考えられる場合
- (4)情報の利用目的のために業務を委託する場合
- (5)業務提携先等との間で、交運共済が保有する共済契約等に関する所定の情報(以下、「個人データ」といいます。)を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、またはご本人が容易に知り得る状態に置いているときには、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとします。
 - ①共同利用する旨
 - ②共同して利用される個人データの項目
 - ③共同して利用する者の範囲
 - ④利用する者の利用目的
 - ⑤当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

5. 共同利用

交運共済では、契約者の皆さまが所属されている加盟組合(労働組合)等との間で、労働者共済福祉活動の普及に関わる各種商品、各種サービスのご案内などや共済契約の締結・維持管理および共済金のお支払いなどに関わる事務手続を円滑にすすめるために、次の交運共済が保有する個人データを加盟組合(労働組合)等と共同して利用させていただいています。

【共同利用事項】

交運共済と加盟組合(労働組合)等が共同利用する保有個人データは、次の項目です。会社名、所属組合、所属機関名(機関番号)、職場番号、組合員番号、氏名、住所、電話番号、生年月日、性別などの組合員管理に必要な基本データおよび契約・給付管理に必要な基本データ。

6. 情報の開示・訂正等のご請求

組合員・ご契約者からご自身の個人情報について開示・訂正のご依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由のない限り回答・訂正いたします。

以上の件についてのお問い合わせ窓口は、交運共済本部☎03-5377-3180までお願いいたします。

個人情報の共同利用について

交運共済は共済契約の締結または共済金の請求に際して行われる不正行為を排除するため、以下の目的のために(一社)日本損害保険協会を通じ、損害保険会社等との間で個人データを共同利用しております。①前契約の適用等級・共済(保険)事故の有無および事故発生の際に関係する事項の確認、②被共済者・被害者利便のための自賠責共済・保険を含めて共済金の一括支払業務、③共済金請求に際して不正・不当な請求歴確認業務のため、事故状況および共済金のご請求内容等に関するデータ。

また再共済(保険)の締結、再共済(保険)金の受領等のため、再共済(保険)の取引先に対して契約上必要な個人情報を共同利用しております。

さらに交運共済では、お客さまが希望されない場合を除き、①契約者利便のための車検切れ防止対策、②契約車両の保安管理対策としての車検・法定点検整備・修理等のサービス案内を目的として、契約引受団体である全労済と個別に協定書を締結して全労済指定整備工場協議会に加盟する自動車整備工場との間で、共済契約者・主たる被共済者の氏名・住所、車両登録番号、車台番号、車名、車検満了日等の個人データを共同利用しております。

これらの目的以外の目的のために、個人情報を共同利用することはありません。

新しく組合員になられる方へ

○出資金について

交運共済は消費生活協同組合法に基づき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。JR各社並びにJR関連会社とその退職者であればどなたでも組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になられる方には、生活協同組合運営のために出資(20100円)をお願いしています(出資金は1050円です)。

定款・組合員及び出資金に関する条文抜粋

組合員の資格

第6条 この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員になることができる。

2 この組合の区域の附近に住所を有する者または当該区域内に勤務していた者で、この組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて組合員となることができる。

届出の義務

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

自由脱退

法定脱退

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死 亡
- (3) 除 名

除名

- 第 12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - (1) 1年間この組合の事業を利用しないとき
 - (2) この組合の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき
 - 2 前項の場合において、この組合は総代会の会日の5日前までに除名しようとする組合員にその旨通知し、かつ、 総代会において弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

出資1口の金額及びその払込み方法

第15条 出資1口の金額は50円とし、全額一時払込みとする。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

交運共済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、 苦情の受付窓口を開設しております。

交運共済に対するご相談・ご不満などがございましたら、お近くの交運共済までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の各センターをご利用いただくことができます。

自動車事故の賠償にかかわる申し立て

■公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターは全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、弁護士による交通事故相談・ 示談斡旋・審査を無料で行っています。

■公益財団法人 交通事故紛争処理センター

事故に遭われた当事者の面接相談をとおして、弁護士や 法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査 を行います。

※日弁連交通事故相談センター・交通事故紛争処理センターの設置場所および連絡先は、「ご契約のしおり」の巻末をご覧ください。

自動車事故の賠償にかかわらない申し立て

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に 至らなかった場合、第三者機関として右記の「一般 社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用い ただくことができます。共済相談所では、裁定また は仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話

03-5368-5757

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

交運共済の安心ネットワーク

北海道事業本部 / 〒060 − 0012 札幌市中央区北12条西18丁目1 − 19 北海道鉄道会館2F

☎011-643-0880 【JR】021-3516

釧路・旭川・函館方面専用フリーコール 🔯 0120-088-952

ホームページアドレス http://www.kouun.or.jp

(2019年4月1日より)

マイカー共済業務課 / 〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19

東日本・東北管轄マイカー共済専用フリーコール 0120-885-200

東日本事業本部/高崎事業部/長野事業部

盛岡統括事業部/秋田事業部/仙台事業部

※東日本事業本部、盛岡統括事業部管轄のマイカー共済のお問い合わせは、マイカー共済業務課へお願いします。

東 海 事 業 本 部 /〒453-0015 名古屋市中村区椿町 5-6 ウエストナゴヤ56 4F 東海東田フリーコー	☎052-452-8470 【JR】061-2522 JJ ◎ 0120-982-847
静 岡 事 業 部 /〒420-0851 静岡市葵区黒金町39-1	☎054-284-2315 【JR】063-2373
西日本事業本部 (京都・大阪・神戸・和歌山) /〒530-0012 大阪市北区芝田2-2-17 和光ビル2F	☎06-6373-2146 【JR】071-4544
金 沢 事 業 部 /〒920-0031 金沢市広岡2-7-1 ラフレシア3F	☎076-261-1443 【JR】065-2678
福 知 山 事 業 部 /〒620-0054 福知山市末広町2-2-2	☎0773-22-4347 【JR】077-2492
中 国 支 所 /〒732-0822 広島市南区松原町1-1 広島駅東部高架下1F	☎082-263-3419 【JR】081-3419
米 子 事 業 部 ∕〒683-0036 米子市弥生町2番地 JR米子車掌区1F	☎0859-33-6707 【JR】085-2257
岡 山 事 業 部 /〒700-0024 岡山市北区駅元町1-2-301	☎086-232-0828 【JR】084-3402
福 岡 事 業 部 /〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F内	☎092-475-7506 【JR】092-3141
四 国 事 業 本 部 /〒760-0021 高松市西の丸町11-9	☎087-821-2163 【JR】086-2592
九 州 事 業 本 部 /〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街5-11 第13泰平ビル6F	☎092-475-7506 【JR】092-3330
大 分 事 業 部 /〒870-0822 大分市大道町1-5-6 大分高架グループ会社事務所	棟 【JR】096-2786
熊 本 事 業 部 / 〒860-0047 熊本市西区春日3-15-45 熊本駅高架下事務所棟	☎096-326-2635 【JR】094-2625
鹿 児 島 事 業 部 /〒890-0045 鹿児島市武1-17-24 吉嶺ビル102号	☎099-258-0177 【JR】095-2340
本 部 /〒166-0012 東京都杉並区和田3-1-19	☎03-5377-3182 【JR】058-5543

■ お問い合わせは、最寄りの事業本部・支所・事業部へお願いします。